

下関市立大学国際交流基金取扱規程

平成 19 年 11 月 14 日

規 程 第 106 号

改正 平成 24 年 2 月 29 日規程第 8 号

改正 平成 29 年 4 月 1 日規程第 27 号

(設置)

第 1 条 下関市立大学（以下「本学」という。）における国際交流の一層の推進を図るため下関市立大学交際交流基金（以下「基金」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 基金の設置目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 本学から派遣する留学生に対する援助
- (2) 外国人留学生に対する援助
- (3) 国際インターンシップ推進のための援助
- (4) 外国人研究者等の招へいに対する援助
- (5) その他本学の国際交流等に必要な事業に対する援助

(基金の資金)

第 3 条 基金は、寄附金等を積み立てるものとする。

(基金の管理)

第 4 条 基金の管理は、理事長が行う。

(運用)

第 5 条 理事長は、基金の設置目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(事業の経費)

第 6 条 第 2 条に規定する事業を行うために必要な経費は、基金の原資及び基金の原資から生じる果実をもって充てる。

(事業の実施)

第 7 条 第 2 条に規定する事業の実施に関することは、下関市立大学国際交流委員会の議を経て行う。

(事務)

第 8 条 基金の庶務に関する事務は、国際交流班において処理する。

(事業年度)

第 9 条 基金の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 14 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 29 日規程第 8 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日規程第 27 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。